平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　濃縮・埋設事業所　加工施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

jepz	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年12月4日	服部 田中 山中 上野	各職位	平成29年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。 ・JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の実施状況を確認したところ、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書に基づき、JAEA大洗内部被ばく事故の具体的問題点や直接原因等に対し、検査時点では検討事項を抽出するなどしていたが、各事業部において、手順書や異常時の訓練、資機材等への反映の必要性について確認を実施中であり、具体的な対策の実施に着手できていないことを確認した。 水平展開の活動は、事業者対応方針に基づき強化した体制のもと、保安上重大な事象が発生したときに行うものとしており、対策の重要性を鑑みると、リスクが抽出できたものから、反映の必要性を調査し、必要な対策を速やかに実施することが重要であるが、前回の保安検査時点において検討事項は抽出されていた状況にも関わらず、これらを各事業部へ速やかに展開していない状況が確認された。 今回の水平展開の体制は、事業者自らが、前回の保安検査時点で適時性をもって実施できなかったことの反省を踏まえ、上記のような対応状況は未だ適時性を欠くものと認められ、今回の体制が適切に機能していない状況が確認されたことから、そうした問題点等について、改めて活動の改善を行うよう指摘した。 ・安全・品質本部による全社としての事業者対応方針に対する活動の進捗管理については、大洗の水平展開対応等で指摘したように改善するべき点があることから、安全・品質本部に対して、全体の活動の進捗状況を確実に管理するよう指摘した。		事業者対応方針を策定し、処置を検討中。

平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社　再処理事業所再処理施設　　作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				平成29年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。 ①「事業者対応方針等の履行」に係る検査 ・配管ピットへの雨水浸入防止の恒久対策や配管ピットの保守管理に係る健全性確認の中で、品質記録の不備に気付かないまま、活動の完了報告を承認しているといった事例が確認されたうえ、活動の進捗管理を行っていないことが確認された。 事業者は、事業者対応方針で「自らが気づき速やかな対策に繋ぐことができない」ことを改善すると示していることから、各会議が与えられた役割を果たしているか、果たせていないときはどこに問題があるのか自ら検証し、改善するよう「気付き事項」として指摘した。		
				・JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の実施状況を確認したところ、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書に基づき、JAEA大洗内部被ばく事故の具体的問題点や直接原因等に対し、検査時点では検討事項を抽出するなどしていたが、各事業部において、手順書や異常時の訓練、資機材等への反映の必要性について確認を実施中であり、具体的な対策の実施に着手できていないことを確認した。 水平展開の活動は、事業者対応方針に基づき強化した体制のもと、保安上重大な事象が発生したときに行うものとしており、対策の重要性を鑑みると、リスクが抽出できたものから、反映の必要性を調査し、必要な対策を速やかに実施することが重要であるが、前回の保安検査時点において検討事項は抽出されていた状況にも関わらず、これらを各事業部へ速やかに展開していない状況が確認された。 今回の水平展開の体制は、事業者自らが、前回の保安検査時点で適時性をもって実施できなかったことの反省を踏まえ、上記のような対応状況は未だ適時性を欠くものと認められ、今回の体制が適切に機能していない状況が確認されたことから、そうした問題点等について、改めて活動の改善を行うよう「気付き事項」として指摘した。		

平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社　再処理事業所再処理施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
2	平成29年12月4日	服部 山中 本間 田中 山本 上野	各職位	・再処理事業部において、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋との取合い箇所の一般共同溝（以下「CB建屋取合部一般共同溝」という。）内で、集水枡（約1m3）が満水状態であることが、平成29年11月に実施された対応方針1に係る「全設備を管理下に置く活動」（現場ウォークダウン）によって発見され、CAP会合 に事象登録された。この事象について経緯を確認したところ、平成29年9月の巡視・点検で集水枡が満水状態であることが確認されていたが、CAP会合に事象登録されていなかったことが確認された。これは、事業者が対応方針4のCAPの運用改善として、現場の気付きを組織に伝えやすくするために、不適合情報だけではなく、不適合に満たない気付きレベルの情報もCAP会合に事象登録されるよう改善活動を実施しているところであり、平成29年9月の巡視・点検で発見された時点でCAP会合に事象登録されるべきであった。さらに、本件はCAP会合において、事象レベルが「気付き」と判定された。当該CB建屋取合部一般共同溝には一部安全上重要な設備が存在するほか、事業者が「集水枡」とする施設は、一定量の水を貯留する機能を有するものの、排水機能は有していないことから、当該施設への水の流入を看過することは付近の設備が冠水又は水没するリスクがあることから、速やかに集水枡が満水となった原因の追及、再発防止対策を実施するよう、不適合として管理すべき事象であった。 こうした状況は、CAPの運用改善が周知徹底されていないこと、CAP会合が与えられた機能を適切に発揮していないことを示すものであり、現在実施しているCAPの運用改善について、更なる改善をするよう「気付き事項」として指摘し、事業者は自らの不適合管理の仕組みの中で改善を図っていくことを聴取した。		

平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃株式会社　再処理事業所再処理施設　　作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				・CB建屋取合部一般共同溝内で、集水枡が満水状態であった事例について確認したところ、運転部は安重設備があるCB建屋取合部一般共同溝を安重設備がある部屋としておらず、一方、現場ウォークダウンでは安重設備を含む部屋としており、相違していることから、早急に現場ウォークダウンにおける安重設備を含む部屋のリストと運転部が作成した安重設備がある部屋のリストのクロスチェックを実施するよう「気付き事項」として指摘した。		
				・化学物質単独の被災を想定した訓練について、訓練結果が取り纏めているものの、評価が実施されていない点を「気付き事項」として指摘した。		
				・チェック責任者が再処理管理強化に係る実施計画書に基づき、保安上重要な業務の計画とその履行状況をチェックしているものの、前述した配管ピットの活動において、一部設備について現場照合及び健全性確認結果の記録が作成されていなかったこと、並びに配管ピットへの雨水浸入防止の恒久対策で、配管ピット躯体及び取合部の目視確認結果の記録が作成されていなかったことについて、その実施状況を確認していないにも関わらず、完了報告を承認したことが確認された。 この点については、事業者はチェック責任者を選任し、新たな取組みを行っているものの、その本来果たすべき機能を発揮しておらず、継続した改善を要するものと考える。活動の中で発見した問題点は取組みを行う中で適時改善することが重要と「気付き事項」として指摘した。		
				・安全・品質本部による全社としての事業者対応方針に対する活動の進捗管理については、大洗の水平展開対応等で指摘したように改善するべき点があることから、安全・品質本部に対して、全体の活動の進捗状況を確実に管理するよう「気付き事項」として指摘した。		

平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　濃縮・埋設事業所　廃棄物埋設施設　　作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年12月4日	服部 田中 本間 山中 山本 上野	各職位	平成29年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。 ①「事業者対応方針等の履行」に係る検査 ・事業者対応方針に定める活動の進捗状況について、全社として網羅的に管理する仕組みが不明確である等、十分に管理されておらず、また、埋設事業部においても、個々の活動の計画が明確でなく、活動の進捗状況が十分に管理されていない事例が認められた。安全・品質本部は全体の、埋設事業部は個々の活動の進捗状況を確実に管理できるよう適切に改善すること。	1）平成29年12月20日 2）平成30年1月15日	1）埋設事業部において、「「事業者対応方針」を踏まえた埋設事業部の取り組みの管理方法について」に基づき、埋設事業部に係る活動（保守管理、大洗水平展開、全社としての改善）の計画に関してアクションプランを策定したこと、また、原則として週1回、事業者対応方針に係る進捗確認会議を開催し、当該アクションプランの進捗状況を確認していることを確認した。 2）安全・品質本部において、各事業部の事業者対応方針に係るアクションプランをとりまとめ、品質・保安会議において、原則として2週間に1回の頻度で進捗状況を報告していることを確認した。 ＜本件完了＞
				・JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の実施状況を確認したところ、安全・品質本部は、「「JAEA大洗の内部被ばく事故を踏まえた全社水平展開」に係る実施計画書」に基づき、JAEA大洗内部被ばく事故の具体的問題点や直接原因等に対し、検査時点では検討事項として63項目を抽出する等していたが、各事業部において、手順書や異常時の訓練、資機材等への反映の必要性について確認を実施中であり、具体的な対策の実施に着手できていないことを確認した。 水平展開の活動は、事業者対応方針に基づき強化した体制のもと、保安上重大な事象が発生したときに行うものとしており、対策の重要性を鑑みると、リスクが抽出できたものから、反映の必要性を調査し、必要な対策を速やかに実施することが重要であるが、前回の保安検査時点において検討事項は抽出されていた状況にも関わらず、これらを各事業部へ速やかに展開していない状況が確認された。 今回の水平展開の体制は、事業者自らが、前回の保安検査時点で適時性をもって実施できなかったことの反省を踏まえれば、上記のような対応状況は未だ適時性を欠くものと認められ、今回の強化された体制が適切に機能していない状況が確認されたことから、そうした問題点等について、改めて活動の改善を行うこと。		平成29年度第4回保安検査において、左記の改善活動の実施状況について確認中。

平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　濃縮・埋設事業所　廃棄物埋設施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				・埋設事業部は、根本原因分析チームが社内ルール等を十分に理解せず、集積RCAスクリーニングをやり直したこと、その結果として分析チームの中立性に疑義が生じたこと等に係る不適合を速やかに解消するとともに、遅滞なくかつ着実に集積RCAを実施すること。また、安全・品質改革委員会は、埋設事業部の集積RCAの実施状況について、適切にフォローし、必要な対応を行うこと。	平成29年12月20日	埋設事業部は、当該指摘に係る不適合管理を行い、根本原因分析作業を中止したこと及び根本原因分析チームを再編成中であることを聴取した。 また、安全・品質改革委員会のアクションプランに集積RCAの実施状況を追加し、平成29年12月6日開催の第32回安全・品質改革委員会より、その実施状況をフォローしていることを確認した。

平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　再処理事業所　廃棄物管理施設　　作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
1	平成29年12月4日	服部 上野 田中 佐藤 山中 山本 本間	各職位	平成29年度第3回保安検査において、以下の指摘を行った。 ①「事業者対応方針等の履行」に係る検査 ・設備管理会議、雨水対応会議等において、活動の記録の不備を見抜けなかったこと及び活動の進捗管理が不十分であったことが確認されたことから、各会議体等によるチェックの仕組み、進捗管理について、目的を踏まえてそれぞれの役割及び体制を整理し、実効的な活動となるよう、適切に改善すること。		
				・JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開の実施状況を確認したところ、安全・品質本部は、大洗事故水平展開実施計画書に基づき、JAEA大洗内部被ばく事故の具体的問題点や直接原因等に対し、検査時点では検討事項を抽出するなどしていたが、各事業部において、手順書や異常時の訓練、資機材等への反映の必要性について確認を実施中であり、具体的な対策の実施に着手できていないことを確認した。 水平展開の活動は、事業者対応方針に基づき強化した体制のもと、保安上重大な事象が発生したときに行うものとしており、対策の重要性を鑑みると、リスクが抽出できたものから、反映の必要性を調査し、必要な対策を速やかに実施することが重要であるが、前回の保安検査時点において検討事項は抽出されていた状況にも関わらず、これらを各事業部へ速やかに展開していない状況が確認された。 今回の水平展開の体制は、事業者自らが、前回の保安検査時点で適時性をもって実施できなかったことの反省を踏まえ、上記のような対応状況は未だ適時性を欠くものと認められ、今回の体制が適切に機能していない状況が確認されたことから、そうした問題点等について、改めて活動の改善を行うこと。		

平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：日本原燃（株）　再処理事業所　廃棄物管理施設

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				・廃棄物管理施設と共通のCAPを運用している再処理施設との合同保安検査において、ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋との取り合い箇所の一般共同溝内の集水枡が満水であることが適切にCAP会合 に事象登録されず、その後登録されたもののCAP会合で事象レベルが不適合ではなく、「気付き」と判定されたことから、CAPが十分に機能していないこと、チェック責任者は保安上重要な業務の計画とその履行状況をチェックしているものの、活動の妥当性の記録の不備を見抜けなかったこと、チェック責任者の役割が具体的に定められていないこと等が確認されたことから、再処理事業部に対し、チェック体制やCAPの運用について適切に改善すること。		

平成29年度　第3四半期　指摘事項一覧

原子力事業所又は原子力施設名：公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター

作成責任者　統括原子力運転検査官　服部　弘美

番号	指摘日	事務所 担当者	事業者 対応者	指摘（要旨）	事業者 回答日	事業者の処置状況
				なし		